

田辺市児童館、田辺市教育集会所営協力委員会傍聴規程

- ア 委員会の会議を傍聴する者（以下「傍聴人」という。）の定員は、会議の都度、事務局が定める。
- イ 傍聴を希望する者が、アの定員を超えるときは、先着順により傍聴人を決するものとする。ただし、実施機関が必要と認めるときは、抽選によることができる。
- ウ 傍聴人は、係員の指示に従うとともに、次の事項を守り、精穩に傍聴しなければならない。
- （ア） 酒気を帯びてはいけないこと。
 - （イ） 議事に批判を加え、又は可否を表さないこと。
 - （ウ） 危険と認められる器物又は薬品等を携帯しないこと。
 - （エ） 私語、雑談又は拍手等をしないこと。
 - （オ） みだりに傍聴席を離れないこと。
 - （カ） 騒がしく、又は会議の妨害となるような挙動をしないこと。
 - （キ） ゼッケン、たすき等を着用し、又は旗、プラカード等を掲げる等示威行為をしないこと
 - （ク） 他の傍聴人の迷惑になるような行為をしないこと。
 - （ケ） 会議場において撮影、録音及び筆記等その他これらに類する行為をしないこと。
 - （コ） （ア） から（ク） まで定めるもののほか、会議場の秩序を乱し、又は会議の妨げとなるような行為はしないこと。
- エ ウの規定を守らない者には、委員長は、これらを阻止し、なお改めない者には、退場を命ずる。
- オ 傍聴人は、傍聴の禁止又は退場を命ぜられたときは、直ちに退場しなければならない、退場を命ぜられた者は、当日再び傍聴席に入ることができない。
- カ この規定に定めるもののほか、傍聴人は、すべて委員長の指示に従わなければならない。